

淀川水系流域委員会 第 35 回琵琶湖部会 結果概要

開催日時：2005 年 10 月 19 日（水）16：00～18：15

場 所：ピアザ淡海 3 階 大会議室

参加者数：委員 20 名、河川管理者（指定席）14 名 一般傍聴者 73 名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、
後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 決定事項
2. 報告の概要
3. 審議の概要
 - ①丹生ダムの調査検討についての意見交換
 - 自然環境・地域社会への影響について
 - ダム事業費について
 - 治水について
 - 異常洪水対策について
 - その他
4. 一般傍聴者からの意見聴取

1. 決定事項：特になし

2. 報告の概要

庶務より、報告資料 1 を用いて、第 34 回琵琶湖部会の結果報告がなされた。

3. 審議の概要

①丹生ダムの調査検討についての意見交換

審議資料 1-12「淀川水系 5 ダムの調査検討についての意見（目次案）」を用いて、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り。

○自然環境・地域社会への影響について

- ・意見（目次案）の「2-3-3 自然環境への影響」には、琵琶湖への影響も含まれているのか。含まれていないなら、琵琶湖の環境について新たな項目が必要でないはないか。また、意見書では、利水や地域社会への影響について触れておく必要があるのではないか。
 - ←地域社会への影響等については、各ダムごとに述べるのか、全体としてまとめるのか、今後決めていかないといけない（部会長）。
 - ←今回の意見書は 5 ダムの調査検討結果に対する意見なので、現段階では、あえて抜いている。地域社会への影響と治水による環境への影響については、5 ダム共通の課題として記述の方がよいのかどうか、今後考えていきたい（委員）。
- ・意見（目次案）では、「自然環境への影響」については、実施予定のダムでだけ項目とし

て挙げられている。しかし、当面実施しないダムについても、治水事業による環境への影響について記述するべきだ。

- ・新たな丹生ダム計画による自然環境への影響は調査しているのか。大まかな調査項目を示してもらえれば、ありがたい。

←環境については、計画変更後の丹生ダムの細部の構造等が決定していないので、引き続き、影響の軽減策や具体的な処方等を検討している。現在のところ、現計画の丹生ダムにおける自然環境への調査検討項目に関して、計画を変更したことで、これまでの調査結果が使えるのか、あるいは構造が変わってどのような変化があるのかを調査している。運用方法変更による自然環境への影響については、今後、WG等でご助言を頂いていきたい（河川管理者）。

- ・環境については、ダムサイトの upstream、downstream、最下流（琵琶湖）で分けて検討していかないといけない。新しい丹生ダムの構造が決まらなかつ分らないのは、ダムサイト upstream の環境だ。最下流・琵琶湖への影響については、運用イメージで検討せざるを得ない。現計画の丹生ダムの調査検討結果では「丹生ダムは琵琶湖の低酸素化には影響がない」との検討結果が示されていたが、結論を出したWGの審議内容を示してもらえないか。

←環境アドバイザーグループという制度においてWGを設置している。課題があれば都度WGを設置し問題解決にあたっている。基本的に、WGは公開で開催され、会議資料もHPにて公開している。現在のところ、新しい丹生ダム計画に関する検討についてはWGに示す資料すら提示できていない（河川管理者）。

○ダム事業費について

- ・丹生ダムと代替案の事業費の比較をするためにも、新しい丹生ダム計画や代替案の事業費を示して頂く必要がある。河川管理者が示した5ダム方針では、「経済的なメリットについて検討した結果、丹生ダムを実施する」としている。また、引堤や遊水地の事業費は丹生ダムよりも高くなるとも書かれている。丹生ダムや代替案の事業費が分かっているなければ、こういった記述はできないのではないかな。1～2ヶ月以内に丹生ダムや代替案の事業費を示して頂くことは可能なかな。

←ダムと代替案の事業費については、これまでに滋賀県が示した精査途中の合計額をお示ししているが、最新の状況に合わせたり、施工計画としての精度を高めるといった作業が長引いている。5ダム方針の根拠となる事業費概算額はあるが、現在、精度を高めるための作業を進めている。時期は約束できないが、できるだけ早くお示ししたい（河川管理者）。

←現計画の丹生ダムの事業費から新しい丹生ダム計画の概算額を計算して、5ダム方針を示したのか。それではあまりにもおおざっぱ過ぎるのではないかな。「経済的メリット」を数字で比較したのであれば、その数字が出てこないのはなぜか（委員）。

←調査検討とりまとめで、高時川の代替案を示して、現計画の丹生ダムとの比較を行った。さらに、5ダム方針で、新しい丹生ダム計画を提案しているが、ダム構造が

決まっておらず、周辺施設等を含めた全体の事業費を関係者との調整を経た形で示せるレベルにはなっていない。ただ、ある程度の概算額は持っており、その額で判断をした（河川管理者）。

- ・意見書作成の段階では、新しい丹生ダム計画の事業費や自然環境への影響は、河川管理者からは出てこない。これを踏まえた意見書にせざるを得ない。丹生ダムは新たな構造になる。構造の細部は分からないが、運用のイメージは示されている。環境については、運用イメージに基づいて、実施すべき必要な環境調査等について提案すればよいと思っている。現時点で分かる範囲で意見を述べていけばよい。全く分からない部分もあるが、その部分については河川管理者に聞くしかない。

←河川管理者から必要な資料が提供されない状況で、どのように意見書を作成していくか。部会終了後に委員間で検討したい（部会長）。

○治水について

- ・滋賀県は高時川治水を積極的に実施していける財政状況にはない（資料 1-11「平成 17 年 9 月 14 日に開催された第 34 回琵琶湖部会からの質問と回答 滋賀県土木交通部河港課提供資料」）。新しい丹生ダム計画は国交省の単独事業になるのか、それとも滋賀県に負担を求めるのか。また、P1 に改修率 54.6%となるが、改修が必要な区間は何 km なのか。

←改修区間については確認をして改めて回答したい（河川管理者）。

- ・高時川の治水問題を考える際には、山腹崩壊や土石流を考慮した上で、問題点を指摘しておかないといけない。土砂流出は代替案を検討する際にも重要になってくる。

←掃流砂の場合は、頭首工でほとんどカットされるのではないかと（委員）。

←頭首工はすでに土砂が貯まっている状態なので、出水時にはそれほどの貯砂能力は発揮しないと考えている（委員）。

←ダムによる土砂カットを治水上のメリットとして考えているのか（委員）。

←ダムによる土砂カットは、下流の河床低下によって環境が悪くなる一方で、治水上では安全側に作用するという見方もある。長期的な問題として考えなければならない（委員）。

- ・ダム堆砂については、「中部山岳地帯および中央構造線沿いの土砂流出の活発な地域を除けばそれほど気にすることはない」という委員の意見もあったが、堆砂問題はクリアしなければならない課題だ。ダムの是非を検討する際には堆砂もポイントになる。

○異常渇水対策について

- ・8/30以降（洪水期後期）、夏期制限水位を BSL-30cm に引き下げた場合も同様に、+7cm の水位で維持するのか。

←後期から始まる異常渇水も否定できないため、後期についても高めの運用を考えている（河川管理者）。

- ・委員会の提言では、「自然環境の価値を考慮した経済性」について述べているが、この点も含めた検討をしているのか。また、新しい丹生ダムの構造がいつ頃明らかになり、環

境への影響がいつ頃示されるのか。

←現在のところ、約束できる時期を示すことは難しい（河川管理者）。

←自然環境の価値をお金に換算するのは難しい。研究レベルの手法はあるが、判断の基準にするのは難しいと考えている。このため、今回の検討の中には含まれていない（河川管理者）。

- ・河川管理者の異常渇水対策はBSL－1.5mを下回らないことを条件としているが、琵琶湖総合開発では補償対策水位－2.0mで合意がなされている。河川管理者は、今後もBSL－1.5mを下回ってはいけないという前提で進めるのか。

←河川管理者はその前提で進めていく。これを委員会としてどう理解し、意見していくのかを決めていかないといけない（部会長）。

○その他

- ・河川管理者の5ダム方針では、今後も各方面からの意見を伺いながら、関係者との調整をしていくと書かれている。一方、基礎案では、ダム事業に関して、経済的にも他に実行可能な方法がなく、社会環境・自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にも増して、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施するとしている。丹生ダムの細部の構造が決まり、各方面への影響が決まってからでなければ、丹生ダムの方向は決定しないと理解してよいか。

←5ダム方針は、整備計画の原案を示すために関係者と調整をしていくための方針。

ダム計画の基本的な考え方は、基礎案に書かれている考え方で進めている（河川管理者）。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名からの発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・琵琶湖の自然環境や沿岸の浸水被害の軽減については、琵琶湖の治水利水計画そのものを根本的に見直すべきだ。意見書を書くための必要な資料が河川管理者から示されていない中で、どのような意見書が出てくるのか。責任は河川管理者にある。河川管理者は他にも各種委員会を設置しているが、本来は流域委員会や地域別部会で議論をすべきことが、他の委員会で議論されているような気がする。また、他の委員会では、流域委員会のこれまでの審議や到達点とはかけ離れたところで議論がされている。「塔の島地区河川整備に関する検討委員会」の委員は流域委員会の議論をほとんど知らないような印象を受けた。流域委員会の議論についても触れられておらず、「河川掘削ありき」の議論がなされていた。どの委員会でどのような議論がなされているか、流域委員会への報告があるべきだ。「塔の島地区検討委員会」の資料では、引堤等の4つの案「対応」として説明されており、ごまかしの対応のような気がした。真摯な態度をとって頂きたい。
- ・「塔の島地区検討委員会」では、計画確定をしていくという議論がなされていたように思う。流域委員会や住民説明会が無駄ではないかと思う。流域委員会の議論が中央本省や

自治体まで届いていない。河川管理者分科会の審議についても、流域委員会に報告する必要がある。

- ・異常渇水対策のシミュレーションでは、昭和 14 年渇水を対象にしているが、取水制限や節水等の細かいバックデータが出されていない。バックデータを検証する必要がある。滋賀県から出された資料と河川管理者の資料で最低水位やカーブが違う。より突っ込んだ検討が必要だ。

以上